

就活ハラスメント防止に向けた当社の対応

2026 年 10 月1日
新潟みらい建設 株式会社

はじめに

新潟みらい建設では、職業体験・就職活動中の学生や求職者に対するハラスメントを未然に防止し、皆様が安心して就職活動を行っていただける環境を整備するため、以下の取り組みを行っています。

就活ハラスメントの定義

採用活動等に関わる当社役職員がその立場を背景として行う、性的な言動、威圧的な言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動、または就職活動の環境を害する行為により、その活動が阻害されるものをいいます。

行動指針

当社役職員が学生や求職者と接する際は、以下のルールを徹底します。

- ◆ 採用の見返りに食事や性的な関係を迫るなど、不適切な要求をしません。
- ◆ 面談を実施する場所は、会社、学校構内や喫茶店・レストラン、またはオンラインとします。
- ◆ 役職員が学生や求職者と、採用活動と関係のない接触を行うことを禁止します。
- ◆ 学生や求職者との連絡手段は、原則として会社が管理するメールアドレス、携帯電話等に限定します。
- ◆ 学生や求職者と面談等を実施する際には、必ず事前連絡、事後報告を管理部に行うことを徹底します。

対象となる行為例

- ◆ 採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為
 - ◆ 性的な冗談、からかい、質問
 - ◆ 身体への不必要な接触
 - ◆ 人格を否定するような暴言、威圧的な態度
 - ◆ 他社への選考および内定辞退を強要する行為
 - ◆ 出身地、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動
- ※ 上記の行為例は例示であり、これらに限るものではありません

就活ハラスメントへの対応

- ◆ 採用活動に関わる役職員に対し、就活ハラスメント防止に関する研修を実施します。
 - ◆ 就活ハラスメントに該当する行為が確認された場合は、就業規則に基づき厳正に対処します。
 - ◆ 学生や求職者が安心して就職活動を行えるように就活ハラスメント相談窓口を設置します。
- なお、相談したことを理由に、選考の可否等において不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

相談を受けた場合の対応

相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、被害を受けられた方への配慮(行為者との引き離し等)を適正に行うとともに、再発防止に向けた措置を講じます。

プライバシーの保護

相談者および行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。

また、ご相談いただいた内容については、事実確認および問題解決に必要な範囲を除き、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。

【相談窓口】

管理部または次のメールアドレスにご相談ください。

E-mail:minamiuonuma@niigata-mirai.co.jp